

不法投棄は



犯罪です!

不法投棄は法律により罰せられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は以下のように処罰されます。

個人が不法投棄した場合

5年以下の懲役または

1千万円以下の罰金またはその併科

法人が不法投棄した場合

3億円以下の罰金



町民一人ひとりがルールを正しく守ってキレイな街をつくりましょう。

そのための未然防止として

○土地の管理者は不法投棄されないように草刈り等の清掃作業や柵又はロープを張るなどして適性な管理を行いましょ。

不法投棄物の処理について

○不法投棄した者が処理しますが、見つからない場合土地の管理者が撤去する責任があります。

不法投棄に関する情報提供につきましては、下記にご連絡ください。

八重瀬町役場 住民環境課

TEL: 098-998-8203

糸満警察署 110番 又は

TEL: 098-995-0110